

第2期

さいわいくくみんかいぎ

幸区区民会議だより

創刊号

発行 幸区役所企画課

〒212 8570

幸区戸手本町1 11 1

電話 (556)6612

FAX (555)3130

メールアドレス

63kikaku@city.kawasaki.jp

区民と行政が協働してより良いまちをつかっていくため、第2期幸区区民会議が始まります。

「幸区区民会議だより」では、区民会議で取り上げる地域の課題、その解決方法などをわかりやすく区民のみなさんにお伝えします。

創刊号は、第1回区民会議の開催のお知らせ、区民会議とは何か、今後の流れ、などをお届けします。

1. 平成20年度第1回幸区区民会議開催のお知らせ

日時 7月31日(木)午前10時～
場所 幸区役所5階 第1会議室
傍聴者 先着20名 *当日会場へお越しください

第1回区民会議では、今年度どのような課題を取り上げ、解決に向けて検討していくか、その課題の選定や運営のルールなどについて話し合います。会議は傍聴することができますので、ぜひお越しください。

2. 区民会議とは

区民会議とは、地域のことは地域で決めて実行することを目的に、地域社会の課題を発見し、その解決に向けて話し合う場です。年4回程度開催します。また必要により専門部会を行います(詳しくは2・3面をご覧ください)。

3. 区民会議委員(第2期)

団体推薦委員(敬称略)

公募委員(敬称略)

氏名	団体名	活動分野	氏名	応募にあたっての提案内容
カトウ ヤスオ 加藤 康夫	幸区自主防災連絡協議会	防災または地域交通環境の向上など安心で快適な暮らしを支える分野	イシノ ミル 石野 實	少子高齢化問題など
ヤスオカ シンイチ 安岡 信一	川崎市幸区交通安全対策協議会		タカセ ヨシエ 高瀬 芳江	食を通じた子育て支援など
アライ ヤスオ 荒井 康男	幸区医師会	福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野	マツウキ マサタカ 松脇 正隆	安全、安心のまちづくりなど
イノ マサシ 猪股 清二	川崎市幸区社会福祉協議会		ミウラ トシヒロ 三浦 敏博	災害対策、地域のコミュニケーションなど
ツナカワ サチコ 綱川 幸子	幸区老人クラブ連合会		子育て、教育など人を育て心をはぐむ分野	<p>.....</p> <p>区民の代表である区民会議委員は20人。区内で活動している団体から推薦された16人と、一般公募で選ばれた4人で構成されます。</p> <p>任期2年の中で、委員は日々の暮らしや活動で発見した地域の課題を持ち寄り、どのような方向・方法で解決するかを話し合います。</p> <p>.....</p>
ハギワラ ヤスオ 萩原 保夫	幸区民生委員児童委員協議会			
カミヤ アツコ 神谷 厚子	幸区子ども会連合会			
カンノ トモエ 菅野 具江	幸区PTA協議会			
サカイ キョウ 酒井 清	幸区保護司会			
ショウジ ヨシコ 庄司 佳子	矢上川で遊ぶ会	緑の保全、ごみの抑制など自然環境または生活環境を向上させる分野		
フカセ カズノリ 深瀬 和則	日吉商店街連合会	産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野		
サトウ チョウジ 佐藤 忠次	幸区文化協会	文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野		
マツヨ ミエ子 松世 三重子	幸区役所ロビーコンサート実行委員会	地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野		
イマイ ヨシ子 今井 淑子	さいわい市民活動懇談会			
スガノ カツユキ 菅野 勝之	幸区まちづくり推進委員会			
ヌラ タカオ 沼田 孝夫	幸区町内会連合会			

4. 区民会議設置の基本的な考え方

川崎市の自治の理念 ~ 川崎市自治基本条例 ~

市民自身が地域社会の抱える課題を解決する主体であるとともに、信託した市政が市民の意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。こうした理念を確認し、自治運営の原則を定めたものが自治基本条例です。

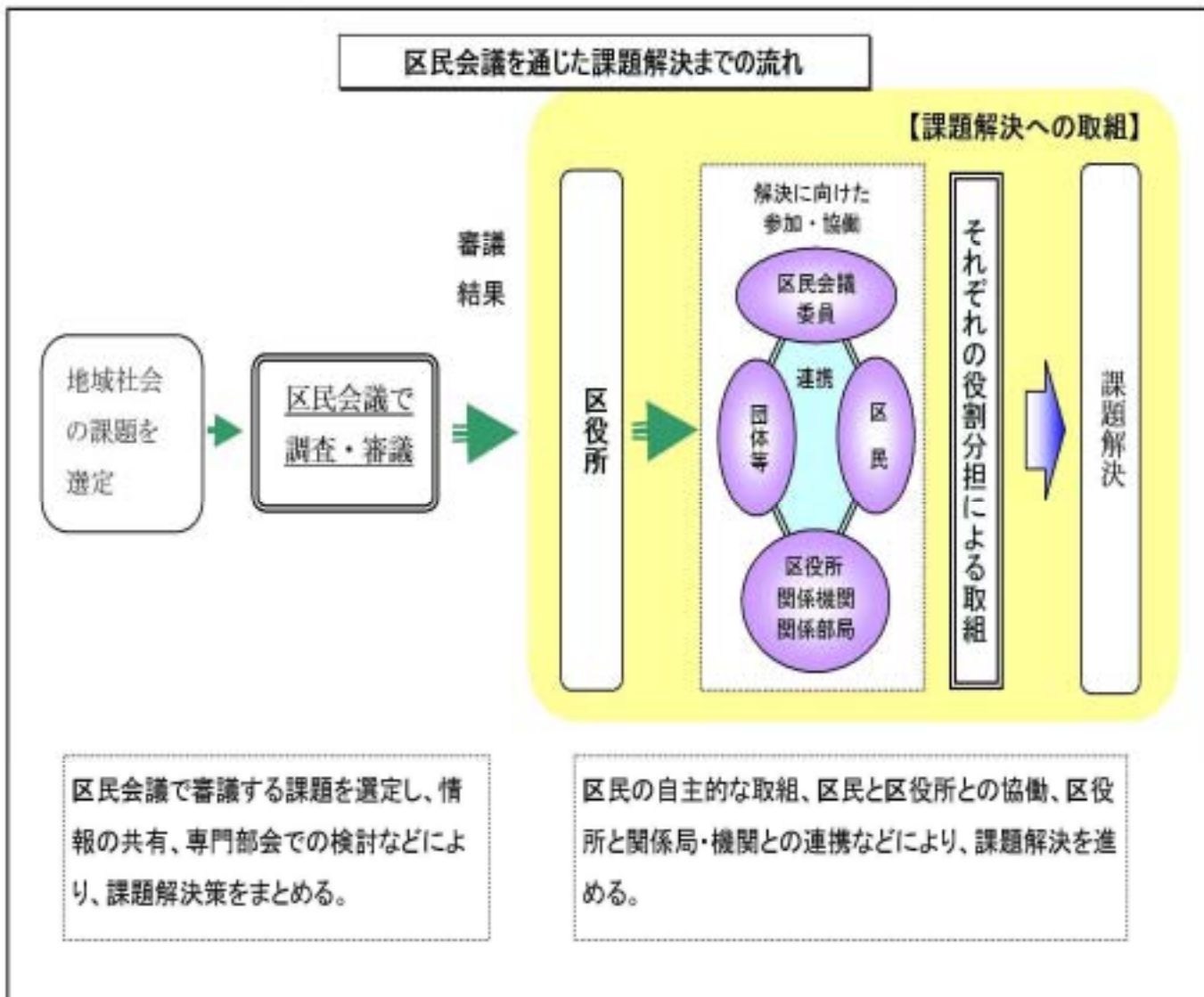
区行政改革の総合的な推進 ~ 川崎市新総合計画 ~

「区役所を快適な窓口サービスの提供と地域の課題を自ら発見し解決に取り組む市民協働拠点とすること」を基本的な考え方として、市の事業調整や予算のしくみなどにおいて区の権限を拡充していく区役所機能の強化や市民活動を支援し、市民の参加と協働の推進など様々な施策を川崎市新総合計画に位置づけ、区行政改革として総合的に推進していきます。

地域の課題解決の流れにおける区民会議の位置づけ(下図を参照)

区民会議は、地域の課題を区民の参加と協働によって解決する流れの中で、課題の解決の方向や方策について区民が調査審議するしくみです。

区民会議を通じた参加と協働による区における課題解決



参加と協働

参加とは、市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動すること입니다。(自治基本条例第3条第2号)

協働とは、市民と市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。(自治基本条例第3条第3号)

区民会議の主な役割

区民会議の主要な役割は、区における地域社会の課題を地域で解決を図るための方針及び方策についての調査審議を行うことです。

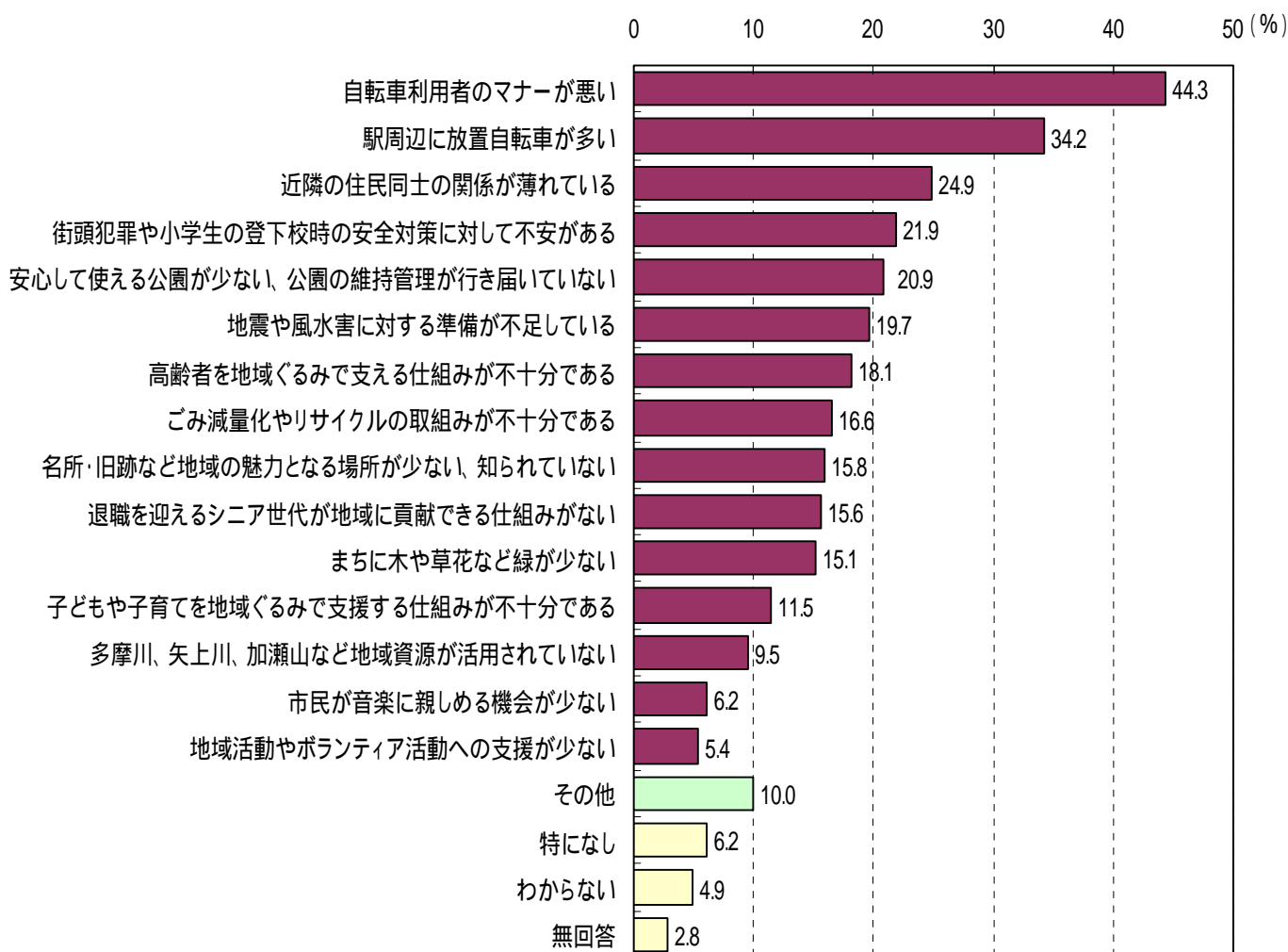
調査審議に先立ち、区民会議には、区における地域社会の課題を様々な方法で的確に把握し、その中から区民会議の目的にふさわしい課題を選定し、調査審議を行うことが求められます。

区民会議と他の会議等との関係

区民会議と他の審議会等との関係は互いに対等であり、他の審議会等で審議されている事項、区民会議が審議する事項とが関連する場合は、必要に応じて情報交換又は連携するなどします。

区民会議と各種の団体等との関係については、委員の推薦、専門部会における課題解決のための調査検討での連携、さらには課題解決のための取組における連携等が考えられます。

幸区の地域課題について(幸区区民アンケート結果)



5. 第2期区民会議(20年度～21年度)、検討の流れ

検討テーマの決定

第1回会議で各委員が検討テーマを提案します。



決定したテーマに関する現状の把握、調査・検討(テーマごとの専門部会による検討)

で決まったテーマの内容にそって2つの専門部会を立ち上げ、テーマについて調査・検討を行います。



区民会議(全体会)での検討

専門部会での検討結果に基づいて、課題の解決策や地域での取り組みなどを検討します。



区民会議での検討を踏まえて、地域社会での課題解決に向けた取り組みを推進します。



市長及び区長への中間報告(1年目)

区民会議1年間の調査検討や活動結果について、市長及び区長に中間報告をします。



専門部会を活用した調査・検討



区民会議(全体会)での検討



市長及び区長への最終報告(2年目)

任期の終わりには、2年間の審議結果と継続の必要なテーマなどをまとめ、最終報告を行います。

ご意見をお寄せください
幸区区民会議、地域の課題へのご意見をお寄せください。

* 幸区ホームページにも区民会議の情報を掲載しています

<http://www.city.kawasaki.jp/63/63saiwai/home/index.html>